

別添 4 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画実施状況報告例（拡充型）

別記様式第 2 4（第 3 6 条関係）

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書（拡充型事業）

令和〇年〇月〇日

認定都道府県知事の氏名 殿

事業者の名称及び代表者の氏名 印

〇年〇月〇日付で認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（拡充型事業）の実施状況について、地域再生法施行規則第 3 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 特定業務施設の整備状況

① 特定業務施設の整備状況

〇年〇月〇日認定後、〇〇信用金庫に借入金の相談を行い、並行し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う債務保証の相談を行った。

その結果、借入金が認められ、保証も行われることになり、平成 3 0 年 5 月に特定業務施設の整備のための土地を工場の隣接地に購入した。その後、同年 7 月に着工し、翌年の令和元年 6 月に建物が完成した。その後、翌月より事業を開始している。

② 特定業務施設の整備の実施時期

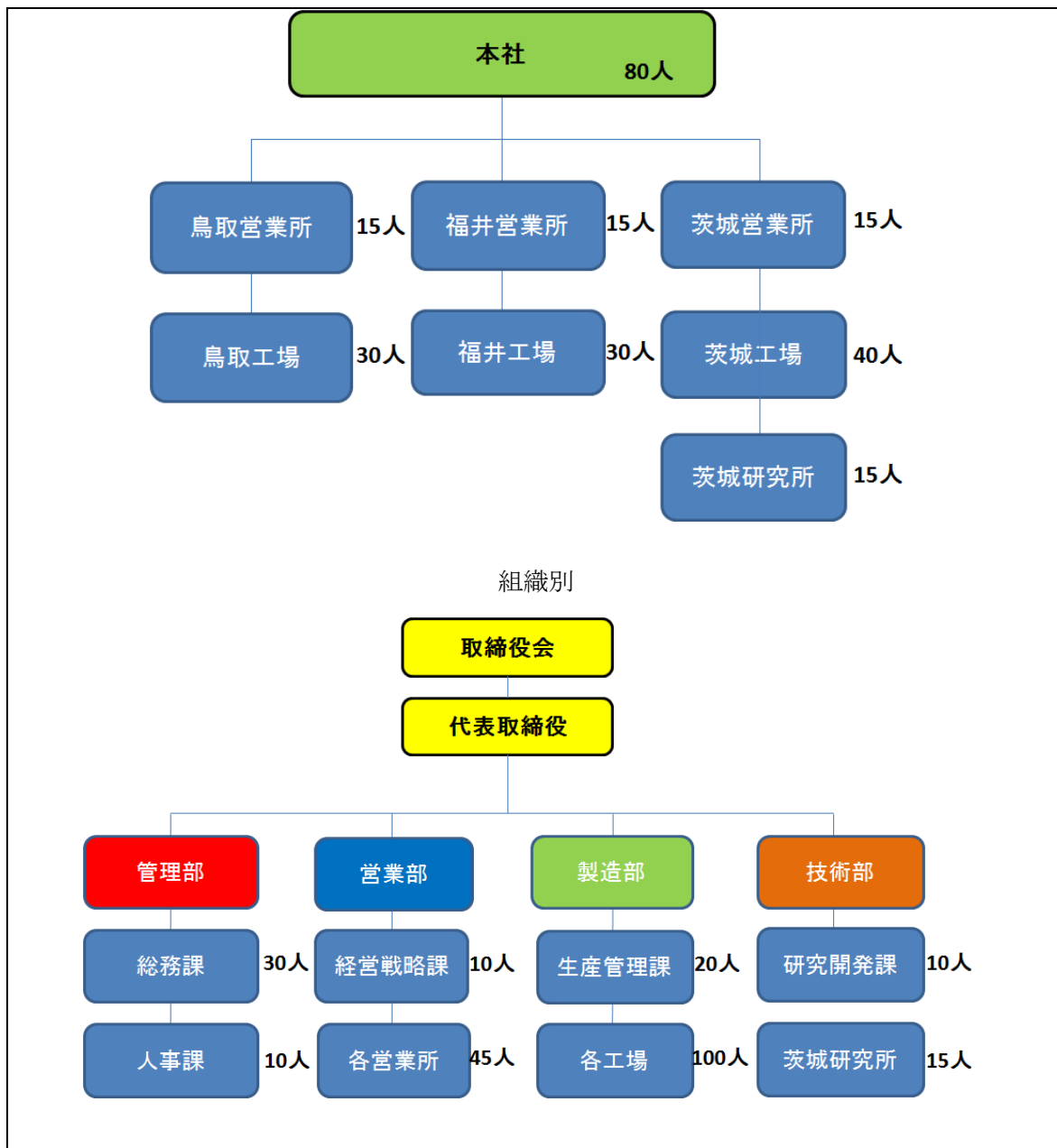
区分	時期	備考
土地取得	平成 令和 3 0 年 5 月	申請書の記載のとおり。
着工	平成 令和 3 0 年 7 月	〃
完成	平成 令和 元年 6 月	工事施工が長引き 3 ヶ月遅れて完成
事業供用開始	平成 令和 元年 7 月	3 ヶ月遅れて供用開始

※報告時まで完了したものを記載すること。

③ 組織体制

(報告時) 事業所別
---------------

別添4 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画実施状況報告例（拡充型）



※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）におけるそれぞれの部署の従業員数を記載すること。

2 特定業務施設における雇用実績

(1) 特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	認定時	報告時	増減
特定業務施設の全従業員数	0人	15人	15人

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における特定業務施設の全従業員数を記載すること。

(2) 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	前回報告時	報告時	増減
-------	-------	-----	----

別添4 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画実施状況報告例（拡充型）

新規採用者数	5人	10人	5人
他の事業所からの転勤者数	5人	5人	0人
他の事業所への転勤者数及び離職者数	0人	0人	0人
合計	10人	15人	5人

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までに増加した従業員数を記載すること。

※合計には、新規採用者数、他の事業所からの転勤者数から他の事業所への転勤者数等を差し引いた人数を記載すること。

(3) 新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
製造技術者（開発）	15人	研究所：新製品に関する研究開発に従事
	0人	
	0人	
	0人	
合計	15人	

※報告時の前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までに増加した従業員の職種を記載すること。

※職業分類は日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

(4) 整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数  
注）地域再生法施行規則第8条各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	認定時	報告時	増減
集中地域にある事業所の従業員数	85人	80人	△5人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	0人	15人	15人

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が拡充等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

3 支援措置の活用実績

支援措置内容	活用の有無	
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができません。（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。